

公益社団法人 全国行政相談委員連合協議会定款

平成 24 年 6 月 11 日総会議決
平成 29 年 6 月 12 日総会議決
令和 7 年 6 月 17 日総会議決

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人全国行政相談委員連合協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、国民の行政に関する苦情の解決の促進に資するため、行政相談委員活動の充実を図るとともに、国民の行政相談業務に対する理解を深め、もって行政の民主的な運営に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 行政相談に関する啓発宣伝
- (2) 行政相談に関する研修教育
- (3) 行政相談に関する調査研究及び資料の収集並びに提供
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第 3 章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は、次の 3 種とする。

- (1) 普通会員 行政相談委員が都道府県の区域を単位として組織する団体（北海道については、これに準ずる組織。以下「地相協」という。）で本会の目的に賛同して入会したもの

- (2) 賛助会員 前号に該当しないものであつて本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
 - (3) 特別会員 行政相談に関し学識経験を有するもので、理事会において推薦されて入会した者
- 2 前項の会員のうち普通会員及び特別会員（以下「正会員」という。）をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 普通会員は、本会に対してその権利を行使する者1名（以下「地相協代表者」という。）を定め、速やかにこれを会長に届け出るものとする。また、地相協代表者に変更があった場合も同様とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会に普通会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
2 賛助会員は、総会において別に定める1口以上の賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 除名されたとき
- (5) すべての正会員の同意があつたとき

(退 会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、いつでも任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当したときは、会長は、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、総会の決議の前に弁明の

機会を与えるなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員資格喪失に伴う拠出金品の不返還)

第 11 条 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の金品は、これを返還しない。

第 4 章 役 員 等

(種別及び定数)

第 12 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選 任)

第 13 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は3親等以内の親族である関係その他法令で定める特別な利害関係をいう。第6項において同じ。）にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事は、各監事と特別利害関係を有してはならない。

(理事の職務及び権限)

第 14 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長の求めに応じて会長を補佐する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 15 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるとときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるととき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求することができる。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(任 期)

第 16 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、その前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、その前任者の残存期間とする。
- 4 第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 17 条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関する報酬等の支給に関する規程は、総会において別に定める。

(取引の制限)

第 19 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(顧問及び参与)

第 20 条 本会に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の業務に関する重要な事項について会長の諮詢に応ずる。
- 4 参与は、本会の業務に関して会長の要請に応じて、理事会に出席して意見を述べる。
- 5 顧問及び参与の任期については、第 16 条第 1 項の規定を準用する。
- 6 顧問及び参与の報酬については、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 総 会

(構成)

第 21 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 22 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等に関する規程及び報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告、貸借対照表及び収支決算の承認
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は担保の設定
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 23 条 総会は、通常総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 24 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき、又は会長に事故があったときは、理事会があらかじめ定めた他の理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の日の 1 週間前までに、正会員に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することを理事会で決議したときは、総会の日の 2 週間前までに書面をもって通知を発しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、総正会員の議決権の過半数の正会員の出席がなければ開催することができない。

(議決権の数)

第 26 条の 2 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 27 条 総会の決議は、法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に別に定めるものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(書面議決等)

第 28 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第 26 条及び第 27 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその総会において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印をしなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 総会の招集に関する事項の決定
- (5) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

- 第 32 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、会長が必要と認めたときのほか、次条第 3 項又は第 4 項若しくは第 5 項の一に該当する場合に開催する。

(招集等)

- 第 33 条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた他の理事が招集する。
 - 3 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して招集を請求することができる。
 - 4 第 1 項の規定にかかわらず、前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。
 - 5 前 4 項の規定にかかわらず、監事は、第 15 条第 1 項第 5 号の規定に基づき理事会を招集することができる。
 - 6 理事会を招集するときは、会議の日時、場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、開催の日の 1 週間前までに、理事及び監事に対して通知を発しなければならない。
 - 7 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議 長)

- 第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長のうちから議長を選出する。

(定足数)

- 第 35 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

- 第 36 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
2 前項の規定は、第14条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が記名押印をしなければならない。
2 会長が出席しない場合の理事会の議事録は、出席した理事及び監事が記名押印をしなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免し、職員は、会長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 金融資産から生じる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の管理及び運用)

第 42 条 本会の資産の管理及び運用は、理事会の決議に基づいて会長が行うものとする。

(区分経理)

第 43 条 本会の資産のうち、その運用果実をもって第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の業務に資することを指定したものについては、他の業務に係る経理と区分し、勘定を設けて整理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第 1 項の書類は、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 45 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、書類の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の各号の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員の名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 役員の名簿
 - (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要

なものを記載した書類

- 3 第1項の書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第47条 本会は、資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第50条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決があった場合又はその他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）に

は、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 52 条 本会が解散等により清算をするときにある残余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 10 章 補 則

(情報公開)

第 53 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(公告の方法)

第 54 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(実施細則)

第 55 条 この定款の実施に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 48 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は谷昇、業務執行理事は水野雅充とする。

附 則

この定款は、平成 29 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 6 月 17 日から施行する。